

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年3月まで

自分が経営している会社を社会保険に加入させるために、平成5年6月に社会保険事務所（当時）に出向いた際、事務所職員から、夫婦二人の過去2年分の国民年金保険料の未納分を納付しないと、社会保険に加入できないと言われ、後日夫婦二人分の未納保険料2年分を一括納付した。当時の確定申告書があるので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人の2年分の未納国民年金保険料を納付することが、経営する会社を社会保険に加入させるための条件との説明を受け、平成5年6月ごろに社会保険事務所へ出向き、2年分の未納保険料を納付し、同時に会社の社会保険加入のための手続を行ったと主張しているところ、申立人は、当時の確定申告書を所持しており、社会保険事務所では過年度納付することは可能である上、申立人の会社は5年7月から健康保険・厚生年金保険適用事業所となっていることから、申立人の記憶は具体的であり、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人の所持する預金通帳に記載されている出入金記録により、平成5年6月21日に申立期間及び申立期間直後の4年4月から5年3月までの期間の夫婦二人分の国民年金保険料の合計額とほぼ同額の金額が、引き出されていることが確認できることから、申立人は、同日に申立期間及び4年4月から5年3月までの期間の保険料を一括して納付したものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで
申立期間当時、国民年金保険料は自治会長が集金していた。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、保険料の納付が困難であったとは考え難く、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間直前の昭和52年10月から同年12月までの期間は、申立人が所持していた昭和52年度の「国民年金保険料納付組合預りカード」の記録により平成21年2月に納付済みとして記録が追加されている上、A市の国民年金被保険者名簿においては、昭和52年10月から53年3月までの期間が、当初、納付済みとされていたにもかかわらず後から未納と訂正されているなど、行政機関の記録管理に不適切な取扱いがあった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

国民年金には父親が加入手続をして、国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出された。申立期間については、妻が夫婦の申請免除期間の保険料を追納したことを記憶している。昭和 37 年度から 41 年度までの 5 年間でそれぞれ 10 年後の昭和 47 年から 5 年にわたり夫婦 2 人分の保険料を追納した。

申立期間が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を含めて未納は無く、申立人の国民年金制度に対する関心及び国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金保険料を夫婦一緒に納付したとする申立人の妻は、昭和 37 年度から 40 年度までの保険料の免除期間について、昭和 47 年から 50 年まで毎年、夫婦 2 人分の保険料を同一日に追納していることが確認できるなど夫婦一緒に保険料を納付していたことが認められ、引き続く 41 年度の妻の免除期間においても 51 年に保険料を追納していることが確認できることから、申立人の申立期間についても申立人の妻と一緒に保険料を追納した可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を追納したとする昭和 51 年前後を通じて、仕事や生活状況に大きな変化はなかったとしており、申立期間の国民年金保険料を追納することに経済的に困難な事情はなかったと考えられ、申立期間のみが免除のままとされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月11日とし、また、C社（現在はD社）E支店における資格取得日に係る記録を28年9月11日に、資格喪失日に係る記録を同年10月5日とし、申立期間①及び②の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月1日から同年9月11日まで
: ② 昭和28年9月11日から同年10月5日まで

私は、昭和28年3月1日にA社の本店に就職し、同年7月1日付けで同社B支店へ転勤し、28年10月4日まで勤務した。その間、28年9月10日付けでA社はC社と合併したが、私は継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA社B支店及びC社E支店に勤務し（昭和28年7月1日にA社本店から同社B支店に異動、同年9月10日にA社とC社が合併、同年10月5日にC社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、昭和28年6月及び同年10月の申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係るすべての申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認でき

る関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を平成5年6月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月11日から同年7月11日まで

私は、昭和40年3月にC社（現在は、A社）に入社し、平成15年3月まで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された「入社後履歴」、当時の事務担当者の証言及び申立人から提出された辞令の写しから、申立人がC社に継続して勤務し（平成5年6月11日にC社D事業所からA社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所における申立人の平成5年7月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間において、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

熊本厚生年金 事案 333（事案 37 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 21 日から 35 年 7 月 1 日まで

昭和 33 年 2 月 21 日から 35 年 7 月 1 日までの間、A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間が確認できないので、申立てを行ったが、記録訂正はできないとの回答だった。

今回、申立期間に勤務していたことが確認できる委任行為受託契約書を新たに提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社が、平成 16 年 3 月 12 日の清算終了により、当時の関係書類を廃棄していることから、申立人の勤務を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができないこと、雇用保険の加入記録が厚生年金保険の被保険者記録と一致すること、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらず、同僚から証言を得ることができないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 33 年 2 月 28 日付けで申立人と A 社取締役社長との間で交わされている委任行為受託契約書を新たに提出しているが、当該契約書は、申立人が A 社の業務を契約員として受託する旨取り決められたものであり、申立期間の保険料控除について確認できず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月20日から同年8月19日まで

外国で、A事業所のB船からC船に転船したが、B船での船員保険の記録が無い。船員手帳に「社命転船」等の記載があるので申立期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記載内容から、期間は特定できないものの、申立人がB船に乗船していたことは推認できる。

しかし、B船の船舶所有者であるA事業所は既に解散しており、申立内容を確認できる関連資料は無い。

また、B船の元船長は、「同船は操業船ではなく、物資や交代要員を運搬する中継船であり、申立人が乗務員として乗船していた記憶は無い。」と証言しており、その他の複数の乗務員は、「申立人は乗務員ではなく、交代要員として一時的に乗船していたのではないか。」と証言している。

さらに、B船に係る申立期間の船員保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落は無い。

なお、申立人は、船員手帳の記載内容から年金記録の訂正を申し立てているが、船員手帳は船員法に定める船員であったことを証するものであり、船員手帳に記載された雇用期間は、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 335（事案 89 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 5 日から同年 10 月 29 日まで
② 昭和 46 年 4 月 15 日から 47 年 12 月 18 日まで

申立期間①は、A社B事業所の敷地内にある下請会社に、申立期間②はC事業所に勤務していた。

両事業所の同僚の証言メモを新たに提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）当初の申立ての申立期間①に係る事業所は、A社B事業所であり、また、その申立期間は昭和 35 年 4 月 5 日から同年 10 月 29 日までであった。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間に係る申立てについては、A社B事業所の入社記録で申立人の氏名が確認できないこと、C事業所を経営するD社が申立期間当時の関連資料を保管していないことから、申立人の勤務を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができない上、申立人の申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録が確認できないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①については、A社B事業所の敷地内にあった下請会社に勤務していたと主張を変更しているが、勤務していた事業所名を記憶しておらず、申立人が名前を挙げた同僚に聴取しても同事業所名を確認できないことから、申立事業所を特定することができない。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る同僚の証言メモを新たに提出しているが、当該同僚に聴取しても、申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 6 日から同年 7 月 31 日まで

私は、A事業所に臨時職員として平成 16 年 5 月 6 日から同年 7 月 30 日まで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。同事業所でのその後の再雇用期間は厚生年金保険に加入しており、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所が保管する申立人に係る出勤簿の写しから、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時のA事業所の社会保険事務担当者は、申立人について、夫の健康保険の被扶養者であるため、社会保険に加入させていなかったと記憶している旨回答している。

また、A事業所が保管する「支出調書」によると、平成 16 年 5 月分から同年 7 月分までの期間の申立人の給与からは社会保険料が控除されておらず、申立人が提出した「平成 16 年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額が、「支出調書」に記載された社会保険料控除額の合計と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。